

新潟県病院局管理規程第6号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年10月29日

新潟県病院事業管理者 若 月 道 秀

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(病院の職制上の職) 第20条 病院の部、センター、室、課、科及び係に、次のとおり長を置く。 (略) 社会復帰部 社会復帰部長 社会復帰副部長 <u>看護師長 副看護師長</u> (略)	(病院の職制上の職) 第20条 病院の部、センター、室、課、科及び係に、次のとおり長を置く。 (略) 社会復帰部 社会復帰部長 社会復帰副部長 (略)

附 則

この規程は、平成25年11月1日から施行する。